

1. 地域金融の課題と競争のあり方

- 本事務年度の金融行政方針においては、重点施策の一つとして、「人口減少等により自然に金融サービスの供給者数が減少することが想定される中、将来にわたって健全な金融機関が存在し、地域の企業・住民に適切な金融サービスが提供されることを確保する観点から、金融行政上の課題について競争のあり方も含め検討する必要がある、地域経済や地域の企業・住民の立場から最適な政策について有識者の知見も活用しながら検討していく」旨を掲げた。
- これを受け、昨年12月より成城大学の村本名誉教授を座長とする「金融仲介の改善に関する検討会議」において、有識者の方々に議論いただき、4月11日に「地域金融の課題と競争のあり方」と題する報告書を公表いただいた。（報告書の概要を説明。（報告書については[こちら](#)））
- 報告書にも書かれているように、今行なわれている金利競争による消耗戦を続けると、人口減少が続く中で金融機関の経営の安定性が損なわれる可能性が高くなる。
- 金利だけでなく、本業支援など顧客に対する様々なサービスの質を競い合う多角的な競争が促進されることにより、金融機関の将来にわたる健全性と地域企業・地域経済の成長とが両立することが望まれる。
- なお、経営統合により生じる余力を地域への貢献に活用することは一つの選択肢であるが、それぞれが顧客本位の立場に立って自らの強みを生かすことにより地域に貢献する途も十分に考えられる。
- 金融庁としては、地域金融機関の地域企業・地域経済の発展に向けた取組みを引き続き支援していく。

2. ゆうちょ銀行の限度額規制をめぐる議論

- ゆうちょ銀行は、かつては、「より多くの貯金を集めて国債を中心に

運用する」ビジネスモデルを続けてきた。

- しかしながら、低金利環境が継続する中で、このビジネスモデルは成り立たなくなり、この3年余りは、経営の健全性を維持するため、「バランスシートの規模を抑制しつつ資産運用力を高める」方針に転換し、国際分散投資を推進してきた。
- こうした中、限度額については、3年前には、その大幅な引上げや通常貯金の限度額撤廃を求める議論があったが、最終的には1,300万円への引上げに留まった。
また、ゆうちょ銀行が、これまで新規業務として認可申請していた貸出業務についても、池田社長の下、「経済合理性の観点から進出すべきではない」と判断し、平成29年3月に認可申請を取り下げた。
- こうした郵政側の姿勢の変化もあり、この2～3年の間、地域金融機関と日本郵政・ゆうちょ銀行との間では、地域活性化ファンドへの共同出資や郵便局における地銀のATM設置などの連携の動きが着実に広がってきていた。
- こうした中で、今般「通常貯金の限度額を撤廃すべき」との議論が盛り上がり、日本郵政と民間金融界の対立に発展したことは大変残念。
- 通常貯金の限度額撤廃を主張する論拠としては、顧客利便の向上が挙げられているが、人口減少等により地域の過疎化が進む中、日本郵政と地域金融機関との連携が更に強化され、全国各地で幅広い金融商品やサービスが提供される方が、顧客利便の向上に役立つと確信している。
- 3月26日の郵政民営化委員会においても、金融庁より、只今申し上げた内容と同様の説明を行ったところであるが、双方にとって利益があり地域の顧客の真の利便向上に役立つ日本郵政と地域金融機関の連携が頓挫することの無いよう、引き続き限度額問題に取り組んでいくつもりである。

3. 個別行に対するモニタリング

- 本事務年度は、各地域銀行の収益性と健全性について、客観的な指標に基づいてプロファイリングを行い、将来の健全性に問題のある金融機関とは、必要に応じ検査も行いながら、深度ある対話を実施してきた。
- 先ほどの検討会報告書にも書かれている通り、平成 28 年度の決算では地銀の過半数の 54 行で本業利益（貸出・手数料ビジネス業務から得られる利益）が赤字であり、うち 10 行が 2 期連続、30 行が 3 期以上連続赤字という状況である。
- 本業が構造的な赤字となっている地域銀行は、有価証券の益出しを含む運用益によって当期利益を黒字にしているわけであるが、その中には以下のような事例が見られる。
 - (1) まず、投資信託の解約益や債券・株式の売却益といった益出しへの依存が高まっている。平成 28 年度においては当期純利益の 50% 以上を益出しが占める銀行が 38 行あった。中には有価証券全体では評価損の状態であるにもかかわらず、含み益のある有価証券売却による益出しにより期間収益を嵩上げする一方で、更に拡大した含み損を放置している例もみられた。
 - (2) 次に、世界的に金利正常化に向けた動きが見られる中で超長期国債を新たに購入したり、クレジット関連商品等の仕組債を購入するなど、目先の金利収入をあげるため体力から見て過大なリスクを取っている例がある。地域銀行全体の有価証券金利リスク量は自己資本対比で 3 メガバンク全体の 2.3 倍となっている。
 - (3) 第三に、一昨年米大統領選直後の米金利上昇局面において、当庁が行ったモニタリングでは、外国債券や外債投信で過大なリスクを放置することにより大きな評価損を抱えた地域銀行が認められる。

今年初来の米長期金利上昇局面でも、年間のコア業務純益を上回る水準まで外国債券・外債投信の評価損が拡大した先が 9 行、そのうち 4 行が 2 年連続となっており、これまでの当局の指摘にも関わらず同じことを繰り返している銀行が見受けられる。

- また、自己資本の規模からみて過大なリスクをとっているにもかかわらず、運用担当者がごく少人数で専門性にも乏しい、などの管理態勢面での課題も引き続き見られる。
- このように運用力が拙いにもかかわらず大きな有価証券リスクをとっている地域銀行、中でも自己資本や含み益に十分な余力がない銀行においては、市場環境の変化により、財務の健全性を更に大きく、また急速に損なうおそれがある。
- 本業が赤字であれば、その要因を分析し、環境変化に対応出来るように、時には痛みを伴っても、事業のやり方を変えていくのが、本来の経営の在り方である。希望的観測に基づいた、その場しのぎの対応を繰り返すのは、当該金融機関の経営、ガバナンスに問題があると考えざるを得ない。
- 金融庁としては、特に健全性の観点から問題のある地域金融機関の経営陣や取締役から、現状認識と改善に向けての具体的方策について聞き、それが現実的なものか等について、継続的に対話していきたいと考えている。

4. 検査・監督の見直し

- 昨年12月に、「金融検査・監督の考え方と進め方」と題する検査・監督基本方針案をパブリック・コメントにかけた。
- 並行して、本方針案のパブリック・コメント期間中に、財務局単位で対話の会を開催し、全ての預金取扱金融機関の皆様や会計監査人から、直接、実情や悩み、懸念など様々な意見を頂戴した。主な意見を取りまとめ、当庁のホームページで公表している。
- 対話の会の中では、特に、「これまでの検査マニュアル別表の枠組みでは経営実感に合った償却・引当ができない」といった意見があった。この点について当局の問題意識は以下のとおり。

- まず、金融機関の健全性の確保のためには、これまでも、ポートフォリオ全体について、与信集中等のリスク要因が顕在化した場合の影響をストレステストやマクロ分析等により認識し、十分な備えを行うことが重要であると申し上げてきた。
- 従前の検査マニュアルに基づき個別の借手の資産査定を検証する手法は、バブルが崩壊した後の不良債権問題を事後的に処理するには有効であったが、将来の外部環境の変化などの影響を十分に反映し備えておくことができないと考えている。
- したがって、個別の借手の資産査定について、金融機関の判断を尊重しつつ、当局として将来の損失への備えとしての引当の全体としての十分性をどのような方法で検証すべきかについて今後議論していきたい。
- 次に、金融機関のビジネスモデルは様々である。本来、ビジネスモデルと、融資審査、期中管理、再生支援や不良債権処理の方針、またリスク管理、資産分類・償却引当に関する方針は、それぞれの金融機関が全体として一貫したものに設計するべきものであり、それが金融仲介機能の発揮にも資すると考えている。
- しかし、金融機関からは、引当について、自らの業務や借手の実態に応じた工夫を行おうとしているが、既存の会計基準との関係で試行錯誤しているといった話を多く聞いた。会計基準の範囲内で、業務実態に即した償却・引当の手法を工夫することはむしろ望ましく、監査法人との間で共通の理解が深まることが望まれる。
- これらのことから、今後、当局としては、①第一にポートフォリオ全体の健全性を確保するために引当金の全体的な水準の適切性をどう考えるかという検査・監督の枠組みの確立、②第二に金融機関の現場における創意工夫を容易にすること、を目的に、金融機関、公認会計士等関係者との議論の場を設け、検討を進めていきたいと考えている。
- 地域銀行をとりまく環境は厳しさを増しているが、地域の顧客企業の生産性向上、地域経済の活性化に向けて、地域銀行の皆様が果たす役

割は極めて大きいと考えている。金融機関が顧客のニーズに応じて有益なアドバイスとファイナンスを提供し、顧客の企業価値を向上させ、結果として金融機関自らの経営の持続性・安定性を実現するといった、顧客との「共通価値の創造」を、より多くの金融機関に実現してもらえ、ることを切に希望する。

5. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する確認事項の 発出について

- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策については、来年に控えるFATFによる相互審査等も見据えながら、各金融機関において、早急に対策の高度化を図る必要がある。
- 特に、送金取引については、直近では、窓口が多額の現金を持参する不自然な海外送金が看過されるなど、マネロン・テロ資金供与対策の実施状況に重大な懸念を持たざるを得ない事案も発生している。
- こうしたことも勘案し、3月30日（金）、当庁において、窓口における基本動作等を含む送金取引に係る具体的なチェック事項を取りまとめ、預金取扱金融機関に対し、「送金取引に係る窓口業務及び管理体制等についての基本的な確認事項（緊急チェックシート）」として発出した。
- 「チェックシート」においては、営業店等の職員が送金取引を受け付けるに当たって、個々の顧客及び取引に関し確認・調査すべき具体的・基本的な検証点、例えば、
 - ・ 短期間のうちに頻繁に行われる送金取引に当たらないか、
 - ・ 顧客の年齢や職業・事業内容に照らして、送金目的や送金金額に不合理な点はないか、
 - ・ 口座開設時の取引目的と送金依頼時の送金目的に齟齬がないか、
 - ・ これまでの資金の動きがない口座に突如多額の入出金が行われる等、取引頻度及び金額に不合理な点がないか、等を明らかにしている。
- その上で、こうした検証点に該当する場合には、営業店等の職員にお

いて、顧客に聞き取りを行い、信頼に足る証跡を求める等により、追加で顧客・取引に関する実態確認・調査をすること、また、当該確認・調査結果等を営業店等の長や本部の所管部門長等に報告し、個別に取引の承認を得ること等を求めている。

- 金融機関においては、「チェックシート」に沿って、営業店等を含め基本動作が行われているか等について現状を点検し、不足がある場合にはこれを確実に実施するための体制整備を緊急に行っていただきたい。その上で、ガイドラインの記載事項全般について、自らの行っている業務等に照らし、行うべきマネロン・テロ資金供与対策と現状とのギャップ及びそれを埋めるための分析を、既の実施している場合には緊急点検も踏まえながら、行っていただきたい。

(以上)